# 令和3年度「いばらき宇宙ビジネス事業化実証プロジェクト」同意書

# 1. 応募条件

事業への申請に際しては、以下のすべての条件を満たしていることを必須とします。

- (1) 事業に関わる専任者又は担当者が指名されており、一般財団法人宇宙システム開発利用推進機構(以下「J-spacesystems」という。)からの問合せ等に迅速に対応できる実施体制が整っていること。
- (2) 公募開始から公募締切までの間、契約に関し、国(独立行政法人等を含む。)及び地方自治体から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国内外の法令に反する業務、公序良俗に反する業務を行っていないこと。
- (4) 対象事業に関して係争中のものでないこと。
- (5) 模倣品の取扱いや著作権の侵害を犯しているものでないこと。
- (6) 名義貸しにより設置された法人又は実体のない法人でないこと。
- (7) 反社会勢力又はこれに類似する企業、団体又は個人でないこと。
- (8) 事業の成果についての報告書作成が可能であり、成果普及のために成果報告書を公表することに同意できること。

### 2. 事業者に選定された場合の留意点

- (1)審査結果の通知後、事業者に選定された実施主体は、速やかに事業の内容の精査を 行い、仕様書を確定させたうえで、J-spacesystems と委託契約を締結します。
- (2) 事業に選定された場合は、以下の点に留意ください。必要に応じて、事業実施主体に対して、別途説明を行います。
- ①各事業の実施主体は、J-spacesystems の求めに応じて、事業の進捗状況や成果等について報告を行います。
- ②各事業の実施主体は事業終了後に、事業の経費についての帳簿及びすべての証拠書類を整え、他の経費と明確に区分した形で実績報告書による会計報告を行うとともに、 事業の成果を取りまとめた成果報告書を提出する必要があります(成果報告書の著作権は、茨城県に帰属します。)。
  - ※成果報告書の提出は令和4年2月28日(月)まで、実績報告書の提出は令和4年3月11日(金)までに完了させる必要があります。

#### 3. 委託契約の締結及び委託費の支払い

- (1)事業として選定された実施主体と J-spacesystems は速やかに委託契約を締結することとします。
- (2) 事業実施主体は、契約に必要な書類を速やかに J-spacesystems に提出していただきます。書類に不備がある場合や、契約条件が合致しない場合には、委託契約が締結できない場合もありますので御留意ください。また、委託契約締結に向けた調整の結果、

提案金額と委託金額が異なる場合もあります。

- (3) 委託費は、委託内容に係る契約書及び実施計画書に定められた使途以外には使用できません。
- (4) 委託費の支払いは、原則として事業完了後の精算払いです。必要があると認められる経費については、委託額の90パーセント以内の額で概算払いを求めることができます。

なお、予算計画書に記載のない項目については、事前に J-spacesystems に書面で申 し出、J-spacesystems が承認する限りにおいて支払いを受けることが可能です。

## 4. 事業実施主体の義務

- (1) 事業実施主体は J-spacesystems に対し、事業終了後、速やかに事業の実施経費に係る帳簿及びすべての証拠書類を整え、他の経費と明確に区分した形で実績報告書による会計報告を行うとともに、事業の成果等を取りまとめた成果報告書を提出する必要があります。
- (2) 事業の実施経費に係る帳簿及びすべての証拠書類については、事業終了後から5年間保管し、J-spacesystemsから求めがあった場合には、いつでも閲覧に供せるように保存しなければなりません。
- (3) 事業の実施状況の調査等のために必要と認めるときは、J-spacesystems は事業実施主体に報告を求め、又は J-spacesystems の職員が事業に関する帳簿等の調査を行います。事業実施主体はこの調査に協力しなければなりません。
- (4) J-spacesystems は、事業実施主体が委託契約の条項に違反したと認められる場合には、契約を解除することができます。解除した場合において、すでに委託金の支払いが生じている場合には、その全部または一部を、期限を定めて返還させることができます。

#### 5. 免責事項

事業実施主体が、事業においてその目的を達成しえなかった場合又は事業の遂行により事業実施主体が損失等の不利益を被った場合、その他いかなる場合においても、J-spacesystems は一切責任を負いません。

### 6. 秘密保持及び個人情報保護について

- (1) J-spacesystems 及び事業実施主体は、当事者のいずれかから開示された業務上の情報を秘密として扱うものとし、事前に開示した当事者又は情報の保持者の承諾を得ることなく、これらの情報を本事業の実施目的以外に使用し、又は第三者に開示してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。
- ①開示の時点ですでに公知の情報又は開示後に開示を受けた当事者の責によらずして公 知となった情報

- ②開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- ③開示の時点ですでに開示を受けた当事者が保有している情報
- ④開示を受けた当事者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
- ⑤開示した当事者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報
- ⑥法律の強制力を伴い、裁判所又は管轄官公庁により開示を要請された情報
- (2) J-spacesystems 及び事業実施主体は、本事業の遂行上必要な場合のほか、秘密情報 について、複製又は複写等の行為をしないものとします。
- (3) 本事業に関わる個人情報は、本事業の実施及び関連施策の案内及びフォローアップ 調査等に利用します。また、その取扱いについては、J-spacesystems が定める個人情報保護方針 (https://ssl.jspacesystems.or.jp/privacy/index.html) に基づき適切に取り扱います。

「いばらき宇宙ビジネス事業化実証プロジェクト」に応募するに当たり、公募要領の内容及び上記を確認の上、同意します。

令和3年	月	<u></u> 日	
代表企業・団体	本名		
代表企業・団化	本所在地		
責任者役職・」	<b></b>		